

大阪市手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項第1号中「第7条の6」を「第7条の7」に、「及び別表第7から別表第10まで」を「、別表第7から別表第10まで及び別表第12から別表第16まで」に、「12,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の登録を受けた者（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により、法第6条第1項各号（第3号を除く。）に定める基準に適合していると認められた住宅（以下「事前審査適合住宅」という。）にあつては1,600円、法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係る住宅に関する住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。）が交付され、法第6条第1項第1号に定める基準に適合していると認められた住宅（以下「住宅性能評価適合住宅」という。）にあつては5,500円）」を「次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

- ア 「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」（平成21年国土交通省告示第209号。以下この号において「国土交通省告示」という。）に定める基準のうち住宅を新築しようとする場合の基準により審査を行う住宅（別表第1及び別表第2において「新築基準が適用される住宅」という。） 12,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の登録を受けた者（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により、法第6条第1項各号（第3号を除く。）に定める基準に適合していると認められた住宅（以下「事前審査適合住宅」という。）にあつては1,600円、法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係る住宅に関する住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5

条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。)が交付され、法第6条第1項第1号に定める基準に適合していると認められた住宅(以下「住宅性能評価適合住宅」という。)にあっては5,500円)

イ 国土交通省告示に定める基準のうち住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準により審査を行う住宅(別表第1及び別表第2において「増改築基準が適用される住宅」という。) 18,300円(事前審査適合住宅にあっては、2,000円)

第7条の10を第7条の11とし、第7条の7から第7条の9までを1条ずつ繰り下げる。

第7条の6第1項中「及び別表第8から別表第10まで」を「、別表第8から別表第10まで及び別表第14から別表第16まで」に、「第4項まで及び」を「第4項まで、第7条の5第2項から第4項まで及び」に、「第2号」を「第2号、第7条の5第1項第1号」に改め、同条第2項中「第4項まで及び」を「第4項まで、第7条の5第2項から第4項まで及び」に改め、同条を第7条の7とし、第7条の5の次に次の1条を加える。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料)
第7条の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この条及び別表第12から別表第14までにおいて「法」という。)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

- (1) 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 1件につき、別表第12の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額)
- (2) 法第36条第1項の規定による認定の申請に対する審査 1件につき、別表第13の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(同表の左欄の2以上の区分

に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額)

(3) 法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）であること又は法第36条第3項に規定する基準適合認定建築物であることの証明 1件につき、980円

- 2 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における前項第1号に規定する審査に係る手数料の額は、同号の規定にかかわらず、当該審査1件につき、同号の規定による手数料の額に、別表第14の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額（構造計算適合性審査を含む建築基準法第18条第3項に規定する審査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第15の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額）とする。
- 3 前項に規定する審査において、構造適合審査を要する場合における手数料の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額及び3,300円の合計額に、構造適合審査1件につき、別表第16の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額とする。
- 4 第2項に規定する審査において、建築設備に係る審査を要する場合における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額（第2項に規定する審査の内容が、建築設備に係る審査のみである場合にあっては、第1項第1号の規定による手数料の額）に、当該審査1件につき、別表第17の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額とする。

第8条中第21号を第24号とし、第20号を第23号とし、第19号を第22号とし、第18号を第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(21) その他公簿、公文書又は図面を閲覧に供する事務 1件につき200円

第 8 条中第17号を第19号とし、第10号から第16号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 9 号中「250円」を「300円（民間通信端末機器を使用して当該証明に係る書面の交付を行う場合にあっては、200円）」に改め、同号を同条第11号とし、同条第 8 号中「その他の」を「及びこれに係る」に、「250円」を「300円（民間通信端末機器を使用して当該証明に係る書面の交付を行う場合にあっては、200円）」に改め、同号を同条第 10号とし、同条中第 7 号を第 9 号とし、同条第 6 号中「破産」を「成年被後見人又は破産」に、「250円」を「300円」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、同条第 3 号中「250円」を「350円」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 2 号中「200円」を「300円（民間通信端末機器（民間事業者が設置し、かつ、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、公証に係る証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を使用して行う交付にあっては、200円）」に改め、同号を同条第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 戸籍の附票に関する証明 1 件につき350円

第 8 条第 1 号中「その他公簿、公文書又は図面」を削り、「200円」を「300円」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 戸籍に関する証明 1 件につき350円

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 7 条の 4 関係）

区 分		額
住 宅 の 種 別	延 べ 面 積	
事前審査適合 住宅	新築基準が 適用される 住宅	200平方メートル以下
		200平方メートルを超え 500平方メートル以下
		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下

		1, 000平方メートルを超え 3, 000平方メートル以下	47, 900円	
		3, 000平方メートルを超え 5, 000平方メートル以下	89, 200円	
		5, 000平方メートルを超え 10, 000平方メートル以下	155, 300円	
		10, 000平方メートル超	269, 700円	
		増改築基準 が適用され る住宅	200平方メートル以下	13, 200円
		200平方メートルを超え 500平方メートル以下	24, 600円	
		500平方メートルを超え 1, 000平方メートル以下	42, 500円	
		1, 000平方メートルを超え 3, 000平方メートル以下	63, 600円	
		3, 000平方メートルを超え 5, 000平方メートル以下	117, 900円	
		5, 000平方メートルを超え 10, 000平方メートル以下	203, 400円	
		10, 000平方メートル超	343, 100円	
		住宅性能評価 適合住宅（新 築基準が適用 される住宅に 限る。）	一戸建ての 住宅	200平方メートル以下
	200平方メートル超			35, 200円
共同住宅等	500平方メートル以下		67, 300円	
	500平方メートルを超え 1, 000平方メートル以下		107, 900円	
	1, 000平方メートルを超え 3, 000平方メートル以下		205, 200円	

その他の住宅		3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	353,300円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	550,300円
		10,000平方メートル超	1,007,400円
	新築基準が 適用される 住宅	200平方メートル以下	68,700円
		200平方メートルを超え 500平方メートル以下	122,400円
		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	195,900円
		1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下	388,500円
		3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	696,500円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	1,199,300円
		10,000平方メートル超	2,223,500円
	増改築基準 が適用され る住宅	200平方メートル以下	106,700円
		200平方メートルを超え 500平方メートル以下	190,000円
		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	303,600円
		1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下	599,800円
		3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	1,074,100円

		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	1,847,100円
		10,000平方メートル超	3,419,400円

備考

- この表において、「延べ面積」とは、法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係る住宅が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号本文の規定により算定された延べ面積をいう。）をいう。
- この表において、「一戸建ての住宅」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。
- この表において、「共同住宅等」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第4条第2号に規定する共同住宅等をいう。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条の4関係）

区 分		額
住 宅 の 種 別	床 面 積 の 合 計	
事前審査適合 住宅	新築基準が 適用される 住宅	50平方メートル以下
		50平方メートルを超え 100平方メートル以下
		100平方メートルを超え 200平方メートル以下
		200平方メートルを超え 500平方メートル以下
		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下

		1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下	47,900円
		3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	89,200円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	155,300円
		10,000平方メートル超	269,700円
	増改築基準 が適用され る住宅	50平方メートル以下	2,300円
		50平方メートルを超え 100平方メートル以下	7,000円
		100平方メートルを超え 200平方メートル以下	13,200円
		200平方メートルを超え 500平方メートル以下	24,600円
		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	42,500円
		1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下	63,600円
		3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	117,900円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	203,400円
		10,000平方メートル超	343,100円
	住宅性能評価 適合住宅（新 築基準が適用	50平方メートル以下	5,500円
		50平方メートルを超え 100平方メートル以下	13,900円

される住宅に限る。)		100平方メートルを超え 200平方メートル以下	22, 200円
		200平方メートル超	35, 200円
	共同住宅等	50平方メートル以下	19, 200円
		50平方メートルを超え 100平方メートル以下	30, 800円
		100平方メートルを超え 200平方メートル以下	42, 200円
		200平方メートルを超え 500平方メートル以下	67, 300円
		500平方メートルを超え 1, 000平方メートル以下	107, 900円
		1, 000平方メートルを超え 3, 000平方メートル以下	205, 200円
		3, 000平方メートルを超え 5, 000平方メートル以下	353, 300円
		5, 000平方メートルを超え 10, 000平方メートル以下	550, 300円
10, 000平方メートル超		1, 007, 400円	
その他の住宅	新築基準が 適用される 住宅	50平方メートル以下	12, 000円
		50平方メートルを超え 100平方メートル以下	48, 700円
		100平方メートルを超え 200平方メートル以下	68, 700円
		200平方メートルを超え 500平方メートル以下	122, 400円

		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	195,900円
		1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下	388,500円
		3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	696,500円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	1,199,300円
		10,000平方メートル超	2,223,500円
	増改築基準 が適用され る住宅	50平方メートル以下	18,600円
		50平方メートルを超え 100平方メートル以下	75,700円
		100平方メートルを超え 200平方メートル以下	106,700円
		200平方メートルを超え 500平方メートル以下	190,000円
		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	303,600円
		1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下	599,800円
		3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	1,074,100円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	1,847,100円
		10,000平方メートル超	3,419,400円

備考

- この表において、「床面積の合計」とは、法第8条第1項の規定による変更の認定の申請に係る住宅が属する1の建築物の当該変更に係る部分の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第3号により算定された床面積をいう。以下この表から別表第5まで、別表第7から別表第10まで及び別表第12から別表第16までにおいて同じ。）の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）をいう。
- この表における「一戸建ての住宅」及び「共同住宅等」の意義は、別表第1備考第2項及び第3項に定めるところによる。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第7条の5関係）

区 分		額
申請に係る建築物又は 建築物の部分の種別	床面積の合計	
非住宅建築物又は 非住宅部分	事前審査適合建築物	300平方メートル未満
	又は事前審査適合部分	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満
		50,000平方メートル以上

その他 の建築 物又は 建築物 の部分	法第54条第	300平方メートル未満	101,200円
	1項第1号	300平方メートル以上	167,900円
	に規定する	2,000平方メートル未満	
	建築物に係	2,000平方メートル以上	270,200円
	るエネルギー	5,000平方メートル未満	
	の使用の	5,000平方メートル以上	352,000円
	合理化の一	10,000平方メートル未満	
	層の促進そ	10,000平方メートル以上	422,400円
	他の建築	25,000平方メートル未満	
	物の低炭素	25,000平方メートル以上	495,200円
	化の促進の	50,000平方メートル未満	
	ために誘導	50,000平方メートル以上	640,700円
	すべき経済		
	産業大臣、		
	国土交通大		
	臣及び環境		640,700円
	大臣が定め		
	る基準に適		
	合している		640,700円
	かどうか		
	について市規		
	則で定める		640,700円
	基準により		
	審査を行う		
	建築物又は		640,700円
	建築物の部		

			分		
			その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	260, 300円
				300平方メートル以上 2, 000平方メートル未満	419, 400円
				2, 000平方メートル以上 5, 000平方メートル未満	597, 500円
				5, 000平方メートル以上 10, 000平方メートル未満	735, 400円
				10, 000平方メートル以上 25, 000平方メートル未満	868, 700円
				25, 000平方メートル以上 50, 000平方メートル未満	990, 700円
				50, 000平方メートル以上	1, 234, 700円
住宅又は住宅部分	一戸建ての住宅	事前審査適合建築物			5, 700円
		その他の建築物	200平方メートル未満	41, 300円	
			200平方メートル以上	45, 900円	
	その他の建築物又は建築物の部分	事前審査適合建築物又は事前審査適合部分	300平方メートル未満	11, 100円	
			300平方メートル以上 2, 000平方メートル未満	23, 300円	
			2, 000平方メートル以上 5, 000平方メートル未満	51, 800円	
			5, 000平方メートル以上 10, 000平方メートル未満	92, 600円	
			10, 000平方メートル以上 25, 000平方メートル未満	149, 700円	
			25, 000平方メートル以上 50, 000平方メートル未満	228, 200円	

			50,000平方メートル以上	349,100円
		その他の建築物又は 建築物の部分	300平方メートル未満	80,800円
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	133,200円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	225,300円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	322,200円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	632,300円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	1,117,700円
			50,000平方メートル以上	2,053,100円

備考

- この表において、「床面積の合計」とは、法第53条第1項の規定による認定の申請をする場合にあっては、当該申請に係る建築物又は建築物の部分の床面積を、法第55条第1項の規定による変更の認定の申請をする場合にあっては、当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別が当該変更の認定の申請により変更しようとする法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画を認定した際の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合にあっては、当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積））をいう。
- この表において、「住宅部分」とは、居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段その他の人の居住の用に供する建築物の部分进行いう。
- この表において、「非住宅部分」とは、住宅部分以外の建築物の部分进行いう。

- 4 この表において、「住宅」とは、住宅部分を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）を除く。）をいう。
- 5 この表において、「非住宅建築物」とは、非住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。）をいう。
- 6 この表において、「事前審査適合建築物」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で定める者（以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。）により、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物をいう。
- 7 この表において、「事前審査適合部分」とは、登録住宅性能評価機関等により、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物の部分をいう。

別表第11の次に次の6表を加える。

別表第12（第7条の6関係）

区 分		額
申請に係る建築物又は 建築物の部分の種別	床面積の合計	
非住宅建築物又は 非住宅部分	事前審査適合建築物	300平方メートル未満
	又は事前審査適合部分	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満

その他 の建築 物又は 建築物 の部分	法第30条第 1項第1号 に規定する 建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上の一層の 促進のため に誘導すべ き経済産業 省令・国土 交通省令で 定める基準 に適合して いるかどうかについて 市規則で定 める基準に より審査を 行う建築物 又は建築物 の部分	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	227,700円
		50,000平方メートル以上	318,600円
		300平方メートル未満	98,900円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	165,600円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	267,900円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	349,700円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	420,200円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	492,900円
		50,000平方メートル以上	638,400円

			その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	258,000円
				300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	417,100円
				2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	595,200円
				5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	733,100円
				10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	866,400円
				25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	988,400円
				50,000平方メートル以上	1,232,400円
	住宅又は住宅部分	一戸建ての住宅	事前審査適合建築物		5,700円
			その他の建築物	200平方メートル未満	39,100円
				200平方メートル以上	43,600円
		その他の建築物又は建築物の部分	事前審査適合建築物 又は事前審査適合部分	300平方メートル未満	11,100円
				300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	23,300円
				2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	51,800円
				5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	92,600円
				10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	149,700円
				25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	228,200円

			50,000平方メートル以上	349,100円
		その他の建築物又は 建築物の部分	300平方メートル未満	78,500円
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	130,900円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	223,000円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	319,900円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	630,000円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	1,115,400円
			50,000平方メートル以上	2,050,800円

備考

- この表において、「床面積の合計」とは、法第29条第1項の規定による認定の申請をする場合にあっては、当該申請に係る建築物又は建築物の部分の床面積を、法第31条第1項の規定による変更の認定の申請をする場合にあっては、当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別が当該変更の認定の申請により変更しようとする法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した際の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合にあっては、当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積））をいう。
- この表における「住宅部分」、「非住宅部分」、「住宅」及び「非住宅建築物」の意義は、別表第7備考第2項から第5項までに定めるところによる。

3 この表において、「事前審査適合建築物」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で定める者（以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。）により、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物をいう。

4 この表において、「事前審査適合部分」とは、登録住宅性能評価機関等により、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物の部分をいう。

別表第13（第7条の6関係）

区 分			額
申請に係る建築物又は 建築物の部分の種別		床面積の合計	
非住宅建築物又は 非住宅部分	事前審査適合建築物 又は事前審査適合部分	300平方メートル未満	11,000円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	30,700円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	91,300円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	144,400円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	182,300円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	227,700円
		50,000平方メートル以上	318,600円
	その他の建築 物又は	法第2条第 3号に規定 する建築物	
		300平方メートル未満	98,900円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	165,600円

建築物 の部分	エネルギー 消費性能基 準（以下こ の表におい て「消費性 能基準」と いう。）に 適合してい るかどうか について市 規則で定め る基準によ り審査を行 う建築物又 は建築物の 部分	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	267,900円	
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	349,700円	
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	420,200円	
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	492,900円	
		50,000平方メートル以上	638,400円	
		その他の建 築物又は建 築物の部分	300平方メートル未満	258,000円
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	417,100円
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満		595,200円	
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満		733,100円	
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満		866,400円	

住宅又は住宅部分	一戸建ての住宅	事前審査適合建築物		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	988,400円
				50,000平方メートル以上	1,232,400円
					5,700円
		その他の建築物	消費性能基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準により審査を行う建築物	200平方メートル未満	20,100円
				200平方メートル以上	21,600円
			その他の建築物	200平方メートル未満	39,100円
				200平方メートル以上	43,600円
	その他の建築物又は建築物の部分	事前審査適合建築物又は事前審査適合部分		300平方メートル未満	11,000円
				300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	23,200円
				2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	51,200円
				5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	91,300円
				10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	146,700円
				25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	221,700円

				50,000平方メートル以上	336,100円
その他 の建築 物又は 建築物 の部分	消費性能基 準に適合し ているかど うかについ て市規則で 定める基準 により審査 を行う建築 物又は建築 物の部分(当 該建築物又 は建築物の 部分の全て について当 該基準によ り審査を行 うものに限 る。)	300平方メートル未満	37,600円		
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	64,800円		
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	117,100円		
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	177,000円		
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	324,700円		
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	549,000円		
		50,000平方メートル以上	962,700円		
		その他の建	300平方メートル未満	78,500円	
		築物又は建 築物の部分	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	130,700円	
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満		222,400円		
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	318,600円				

				10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	627,000円
				25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	1,108,900円
				50,000平方メートル以上	2,037,800円

備考

- 1 この表において、「床面積の合計」とは、法第36条第1項の規定による認定の申請に係る建築物又は建築物の部分の床面積をいう。
- 2 この表における「住宅部分」、「非住宅部分」、「住宅」及び「非住宅建築物」の意義は、別表第7備考第2項から第5項までに定めるところによる。
- 3 この表において、「事前審査適合建築物」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で定める者（以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。）により、消費性能基準に適合していると認められた建築物又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（以下この表において「建設住宅性能評価書」という。）が交付され、消費性能基準に適合していると認められた建築物をいう。
- 4 この表において、「事前審査適合部分」とは、登録住宅性能評価機関等により、消費性能基準に適合していると認められた建築物の部分又は建設住宅性能評価書が交付され、消費性能基準に適合していると認められた建築物の部分という。

別表第14（第7条の6関係）

床 面 積 の 合 計	額
100平方メートル以下	33,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下	44,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下	60,000円

500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	87,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	116,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	275,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	470,000円
50,000平方メートル超	730,000円

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 建築物を建築する場合（次号及び第5号に掲げる場合並びに移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 法第30条第5項の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなされる認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表から別表第17までにおいて「みなし計画」という。）の変更をして建築物を建築する場合（第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） みなし計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積
- (4) みなし計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 みなし計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積
- (5) 建築基準法第86条の8第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の認定を受けた建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積の2分の1の面積

別表第15（第7条の6関係）

床 面 積	額
200平方メートル以下	117,100円
200平方メートルを超え500平方メートル以下	140,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	162,800円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	185,700円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	221,900円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	294,700円
50,000平方メートル超	541,300円

備考 この表において、「床面積」とは、構造計算適合性審査に係る建築物の部分の床面積とする。ただし、みなし計画に係る建築物（構造計算適合性審査を受けたものに限る。）の計画を変更して建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあつては、構造計算適合性審査に係る建築物の部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。

別表第16（第7条の6関係）

区 分		額
床 面 積	審 査 方 法	
200平方メートル以下	プログラム審査	95,800円
	上記以外の審査	126,500円
200平方メートルを超え 500平方メートル以下	プログラム審査	108,200円
	上記以外の審査	151,200円
500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	プログラム審査	120,600円
	上記以外の審査	175,900円
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	プログラム審査	132,900円
	上記以外の審査	200,600円

2,000平方メートルを超え	プログラム審査	150,800円
10,000平方メートル以下	上記以外の審査	239,700円
10,000平方メートルを超え	プログラム審査	190,100円
50,000平方メートル以下	上記以外の審査	318,300円
50,000平方メートル超	プログラム審査	321,500円
	上記以外の審査	584,700円

備考

- この表において、「床面積」とは、構造適合審査に係る建築物の部分の床面積とする。ただし、みなし計画に係る建築物（構造適合審査を受けたものに限る。）の計画を変更して建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあっては、構造適合審査に係る建築物の部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）とする。
- この表において、「プログラム審査」とは、国土交通大臣の認定を受けたプログラム（建築基準法第2条第34号に規定するプログラムをいう。）を使用し、かつ、入力情報の電子データが提出されたものについて行う審査をいう。

別表第17（第7条の6関係）

区 分		額
建築設備を設置する場合（みなし計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	21,000円
	小荷物専用昇降機	11,000円
みなし計画を変更して建築設備を設置する場合	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	13,000円
	小荷物専用昇降機	9,000円

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料を定めるとともに、戸籍に関する証明等の手数料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

大阪市手数料条例 (抄)

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この条及び別表第1から別表第3までにおいて「法」という。)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

- (1) 法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に対する審査 1件につき、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(当該申請が行われる時に、当該申請に係る住宅が属する1の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この条から第7条の6まで、別表第1から別表第5まで及び別表第7条の7、

第7から別表第10まで及び別表第12から別表第16までにおいて同じ。)において法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請が複数行われる場合にあっては、当該額を当該複数の申請の件数で除した額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額))と、12,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

第1項に規定する登録住宅性能評価機関の登録を受けた者(以下「登録住宅性能評価機関」という。)により、法第6条第1項各号(第3号を除く。)に定める基準に適合していると認められた住宅(以下「事前審査適合住宅」という。)にあっては1,600円、法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係る住宅に関する住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。)が交付され、法第6条第1項第1号に定める基準に適合していると認められた住宅(以下「住宅性能評価適合住宅」という。)にあっては5,500円)のうちいずれか高い額

ア 「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」(平成21年国土交通省告示第209号。以下この号において「国土交通省告示」という。)に定める基準のうち住宅を新築しようとする場合の基準により審査を行う住宅(別表第1及び別表第2において「新築基準が適用される住宅」という。) 12,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の登録を受けた者(以下「登録住宅性能評価機関」という。)により、法第6条第1項各号(第3号を除く。)に定める基準に適合していると認められた住宅(以下「事前審査適合住宅」という。)にあっては1,600円、法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係る

住宅に関する住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。）が交付され、法第6条第1項第1号に定める基準に適合していると認められた住宅（以下「住宅性能評価適合住宅」という。）にあつては5,500円）

イ 国土交通省告示に定める基準のうち住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準により審査を行う住宅（別表第1及び別表第2において「増改築基準が適用される住宅」という。） 18,300円（事前審査適合住宅にあつては、2,000円）

(2) - (5) 省 略

2 - 4 省 略

（都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料）

第7条の5 省 略

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料）

第7条の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条及び別表第12から別表第14までにおいて「法」という。）の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 1件につき、別表第12の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあつては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額）

(2) 法第36条第1項の規定による認定の申請に対する審査 1件につき、別表第13の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあつては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額）

(3) 法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）であること又は法第36条第3項に規定する基準適合認定建築物であることの証明 1件につき、980円

2 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があつた場合における前項第1号に規定する審査に係る手数料の額は、同号の規定にかかわらず、当該審査1件につき、同号の規定による手数料の額に、別表第14の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあつては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額（構造計算適合性審査を含む建築基準法第18条第3項に規定する審査をする場合にあつては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第15の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額）とする。

3 前項に規定する審査において、構造適合審査を要する場合における手数料の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額及び3,300円の合計額に、構造適合審査1件につき、別表第16の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額とする。

4 第2項に規定する審査において、建築設備に係る審査を要する場合における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額（第2項に規定する審査の内容が、建築設備に係る審査のみである場合にあっては、第1項第1号の規定による手数料の額）に、当該審査1件につき、別表第17の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額とする。

（一団地の住宅施設として建築される建築物に係る手数料の特例）

第7条の6 都市計画法第11条第1項第8号に掲げる一団地の住宅施設として建築（建築物を新
第7条の7

築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。以下この条、別表第3から別表第5まで及
、
及び別表第8から別表第10まで及び別表第14から別表第16までにおいて同じ。）をされる建築物
で建築基準法第86条の規定の適用を受けるものに係る第7条の4第2項から第4項まで、第7
条の5第2項から第4項まで及び前条第2項から第4項までの規定による手数料の額は、これ
らの規定にかかわらず、これらの規定により算定した手数料の額から、当該額から第7条の4
第1項第1号若しくは第2号、第7条の5第1項第1号又は前条第1項第1号の規定により算
定した手数料の額を減じた額の2分の1に相当する額を減じた額とする。

2 前項に規定するもののほか、市長は、災害時における応急仮設建築物の建築、被災家屋の建
替えその他これらに類する特別の事由があると認めるときは、第7条の4第2項から第4項ま
で、第7条の5第2項から第4項まで及び前条第2項から第4項までの規定による手数料を減
額することができる。

第7条の7 - 第7条の10 省 略
第7条の8 第7条の11

（その他の事務に係る手数料）

第8条 第2条から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる事務については、当該各号
に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) 戸籍に関する証明 1件につき350円

(1) 住民票その他公簿、公文書又は図面を閲覧に供する事務 1件につき 200円
(2) 300円

(2) 住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付 1件につき 200円
(3) 300円（民

間通信端末機器（民間事業者が設置し、かつ、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、公証に係る証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を使用して行う交付にあつては、200円）

(4) 戸籍の附票に関する証明 1 件につき350円

(3) 不在又は不登録に関する証明 1 件につき250円
(5) 350円

(4) - (5) 省 略
(6) (7)

(6) 成年被後見人又は破産に関する証明 1 件につき250円
(8) 300円

(7) 省 略
(9)

(8) 租税その他の諸収入金に関する証明 1 件につき250円
(10) 及びこれに係る 300円（民間通信端末機器を使用

して当該証明に係る書面の交付を行う場合にあっては、200円）

(9) 土地、家屋又はその他の資産に関する証明 1 件につき250円
(11) 300円（民間通信端末機器を使用

して当該証明に係る書面の交付を行う場合にあっては、200円）

(10) - (18) 省 略
(12) (20)

(21) その他公簿、公文書又は図面を閲覧に供する事務 1 件につき200円

(19) - (21) 省 略
(22) (24)

別表第1（第7条の4関係）

区 分		額
住 宅 の 種 別	延 べ 面 積	
事前審査適合住宅	200平方メートル以下	9,500円
	200平方メートルを超え	17,400円

住宅性能評価 適合住宅		500平方メートル以下	
		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	30,100円
		1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下	47,900円
		3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	89,200円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	155,300円
		10,000平方メートル超	269,700円
	一戸建ての 住宅	200平方メートル以下	22,200円
		200平方メートル超	35,200円
	共同住宅等	500平方メートル以下	67,300円
		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	107,900円
		1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下	205,200円
		3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	353,300円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	550,300円
		10,000平方メートル超	1,007,400円
	その他の住宅	200平方メートル以下	68,700円
		200平方メートルを超え 500平方メートル以下	122,400円
		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	195,900円
		1,000平方メートルを超え	388,500円

	3,000平方メートル以下	
	3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	696,500円
	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	1,199,300円
	10,000平方メートル超	2,223,500円

備考

- 1 この表において、「延べ面積」とは、法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係る住宅が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号本文の規定により算定された延べ面積をいう。）をいう。
- 2 この表において、「一戸建ての住宅」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。
別表第2において同じ。
- 3 この表において、「共同住宅等」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第4条第2号に規定する共同住宅等をいう。別表第2において同じ。

別表第2（第7条の4関係）

区 分		額
住 宅 の 種 別	床 面 積 の 合 計	
事前審査適合住宅	50平方メートル以下	1,600円
	50平方メートルを超え 100平方メートル以下	4,800円
	100平方メートルを超え 200平方メートル以下	9,500円
	200平方メートルを超え 500平方メートル以下	17,400円
	500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	30,100円
	1,000平方メートルを超え	47,900円

住宅性能評価 適合住宅		3,000平方メートル以下	
		3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	89,200円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	155,300円
		10,000平方メートル超	269,700円
	一戸建ての 住宅	50平方メートル以下	5,500円
		50平方メートルを超え 100平方メートル以下	13,900円
		100平方メートルを超え 200平方メートル以下	22,200円
		200平方メートル超	35,200円
	共同住宅等	50平方メートル以下	19,200円
		50平方メートルを超え 100平方メートル以下	30,800円
		100平方メートルを超え 200平方メートル以下	42,200円
		200平方メートルを超え 500平方メートル以下	67,300円
		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	107,900円
		1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下	205,200円
		3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	353,300円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	550,300円
		10,000平方メートル超	1,007,400円

その他の住宅	50平方メートル以下	12,000円
	50平方メートルを超え 100平方メートル以下	48,700円
	100平方メートルを超え 200平方メートル以下	68,700円
	200平方メートルを超え 500平方メートル以下	122,400円
	500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	195,900円
	1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下	388,500円
	3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	696,500円
	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	1,199,300円
	10,000平方メートル超	2,223,500円

備考 この表において、「床面積の合計」とは、法第8条第1項の規定による変更の認定の申請に係る住宅が属する1の建築物の当該変更に係る部分の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第3号により算定された床面積をいう。以下この表から別表第5まで及び別表第7から別表第10までにおいて同じ。）の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）をいう。

別表第1 - 別表第2 省 略

別表第7（第7条の5関係）

区 分		額
申請に係る建築物又は 建築物の部分の種別	床 面 積 の 合 計	
住居の用に供 する建築物又	事前審査適 150平方メートル以下	5,700円
	合部分等 150平方メートルを超え	11,100円

は建築物の部分		400平方メートル以下	
		400平方メートルを超え 800平方メートル以下	18,800円
		800平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	30,200円
		2,000平方メートルを超え 4,000平方メートル以下	51,000円
		4,000平方メートルを超え 8,000平方メートル以下	90,000円
		8,000平方メートルを超え 16,000平方メートル以下	143,700円
		16,000平方メートルを超え 24,000平方メートル以下	182,100円
		24,000平方メートルを超え 33,000平方メートル以下	191,900円
		33,000平方メートル超	210,500円
	その他の建築物又は建築物の部分	150平方メートル以下	39,700円
		150平方メートルを超え 400平方メートル以下	79,800円
		400平方メートルを超え 800平方メートル以下	112,300円
		800平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	154,300円
		2,000平方メートルを超え 4,000平方メートル以下	223,100円
		4,000平方メートルを超え 8,000平方メートル以下	317,600円
		8,000平方メートルを超え	432,700円

住居の用に供する建築物又は建築物の部分（法第54条第1項第1号に規定する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち外壁、窓等を通しての熱の損	事前審査適合部分等	16,000平方メートル以下	
		16,000平方メートルを超え 24,000平方メートル以下	564,000円
		24,000平方メートルを超え 33,000平方メートル以下	656,200円
		33,000平方メートル超	830,400円
		300平方メートル以下	11,100円
		300平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	31,200円
	その他の建築物又は建築物の部分	2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	92,900円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	147,000円
		10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以下	185,600円
		25,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下	232,000円
		50,000平方メートル超	324,600円
		300平方メートル以下	126,200円
		300平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	208,000円
		2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	323,900円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	415,800円
		10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以下	496,800円
		25,000平方メートルを超え	578,700円

失の防止に関するものに適合しているかどうかについての評価で市規則で定めるもの（以下この表において「外皮性能評価」という。）を要するものを除く。）		50,000平方メートル以下	
		50,000平方メートル超	742,400円
住居の用に供する建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分（外皮性能評価を要するものに限る。）	事前審査適合部分等	300平方メートル以下	11,100円
		300平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	31,200円
		2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	92,900円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	147,000円
		10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以下	185,600円
		25,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下	232,000円
		50,000平方メートル超	324,600円
	その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル以下	278,300円
		300平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	443,600円
		2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	631,200円

		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	774,100円
		10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以下	912,300円
		25,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下	1,041,300円
		50,000平方メートル超	1,299,200円

備考

- 1 この表において、「床面積の合計」とは、法第53条第1項の規定による認定の申請をする場合にあっては、当該申請に係る建築物又は建築物の部分の床面積を、法第55条第1項の規定による変更の認定の申請をする場合にあっては、当該申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）をいう。
- 2 この表において、「事前審査適合部分等」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で定める者により、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物又は建築物の部分をいう。

別表第7 省 略

別表第11 省 略

別表第12－別表第17 省 略